

令和6年度貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業費補助金における圧縮記帳等の考え方について

令和7年2月20日

経済産業省貿易振興課

令和6年度貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業費補助金は、一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、国からの補助金を原資としていること等から、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。圧縮記帳等の適用にあたっては、補助対象者から税理士等の専門家にご相談していただきつつ、適切な経理処理の上ご活用ください。

なお、当該補助金のうち「経費を補填するための補助金」については所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。